

新発見！現場で「生きる」合理的配慮。 それは “サービスの質を上げる工夫です”



合理的配慮って何だろう？



合理的配慮を「特別なこと」だと思っていないですか？

法律により、すべての事業者には「合理的配慮の提供」が義務付けられています。しかし、これは決して難しいことや特別な対応ではありません。障がいのある方が困らないように、その人に合わせて必要な工夫や手助けをすることです。

日々の業務の中で、相手の立場に気づき、対話を重ねながら工夫することが、困りごとの解決や不利益の防止につながります。そしてその積み重ねは、事業者としての信頼向上にもつながります。

ぜひ、誰もが暮らしやすいやさしい長野県を一緒に築いていきませんか？

ポイント

- 対話を大切に、無理のない範囲で提供をお願いします。
- 特別なことではなく、日々の業務の延長で考えてください。
- お客様の**満足度**がみなさんの**信頼度**の向上につながります。

誰もが暮らしやすい社会を築くために

こんなことに、迷ったことはありませんか？



💡 ここがポイント

困りごとを相談されたら、「提供してもよいこと」や「提供できそうなこと」ではなく、障がいのある方が「してほしいこと」に寄り添うことが大切です。

どのような取組が、求められているのでしょうか？



💡 ここがポイント

お互いの立場や状況を理解し合い、思い込みにとらわれずに歩み寄りながら、「できることを、できる範囲で」一緒に解決策を見つけていきましょう。

みんなで作ろう共生社会



障がいのある方が直面する社会的障壁と、それを取り除くための合理的配慮は、単なる支援ではなく社会を変えていく力となります。

暮らしやすい社会は、私たち一人ひとりがお互いの違いを認め合い、関わり合うなかで少しずつ築かれていくものです。

互いの違いを 力に変える社会へ

わたしのできるで



あなたのできないをできるに



あなたとわたしのちがいでささえあう



まずは知ることから始めませんか

○長野県では、共生社会について解説する「県政出前講座」を実施しています。職場の研修等にぜひご活用ください。

【申込先】長野県健康福祉部 障がい者支援課

電話 026-235-7105 E-mail fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

○長野県では、多くの皆様に知っていただけるよう、啓発動画を公開しています。

「長野県」公式チャンネル URL : <https://www.youtube.com/@長野県-i2n>



しあわせ信州
みんなに居場所と
出番をつくる

